毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

目　次

訓　令

○福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令　一

## 訓　令

### 福島県訓令第十六号

福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年五月三十一日

福島県知事　佐　藤　雄　平

本庁機関
出先機関

### 福島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

福島県事務決裁規程（昭和四十四年福島県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二の見出し中「安全管理監」を「安全管理監等」に改め、同条中「に規定する安全管理監（以下単に「安全管理監」を「の表上欄に掲げる職にある者（以下「安全管理監等」に改め、同条第九号中「安全管理監」を「安全管理監等」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「安全管理監」を「安全管理監等」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「安全管理監」を「安全管理監等」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「安全管理監」を「安全管理監等」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号中「安全管理監」を「安全管理監等」に改め、同号を同条第七号とし、同条第四号中「安全管理監」を「安全管理監等」に改め、同号を同条第六号とし、同条中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　安全管理監等が掌理する事務についての基本方針（以下「基本方針」という。）の決定

二　基本方針に定める事項を実施する上で必要な調整、助言、指導及び達成状況の評価

第八条第一号の表中「次世代育成又は」を削り、「安全管理監」を「安全管理監等」に改める。

別表第一の1の表課長及び室長の専決事項の欄中25を削り、26を25とし、27を26とし、28を27とし、29を28とし、30を29とし、31を30とし、32を31とし、33を32とし、34を33とし、35を34とし、36を35とし、37を36とし、38を37とし、39を38とし、40を39とし、41を40とし、42を41とし、43を42とし、44を43とし、同表備考5中「31」を「30」に改め、同表備考7中「27、42から44」を「26、41から43」に改め、同表備考8中「27、43及び44」を「26、42及び43」に改め、別表第一の2の表地方振興局の部長及び出納室長の専決事項の欄中13を削り、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、同欄24中「26」を「25」に改め、同欄中24を23とし、25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、同表備考1中「13、24及び26から28」を「23及び25から27」に改め、別表第一の3の表保健福祉事務所及び保健所の部長の専決事項の欄中8を削り、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、同欄19中「21」を「20」に改め、同欄中19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、同表備考1中「8、19及び21から24」を「18及び20から23」に改め、同表備考2中「総務企画部総務課長」を「総務企画部総務企画課長」に改め、別表第一の4の表農林事務所の部長（農業普及所長を含む。以下この表において同じ。）の専決事項の欄中8を削り、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、同欄19中「21」を「20」に改め、同欄中19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、同表備考1中「8、19及び21から24」を「18及び20から23」に、「23及び24」を「22及び23」に改め、別表第一の5の表農業総合センターの部長（事務長及び有機農業推進室長を含む。以下この表において同じ。）の専決事項の欄中8を削り、9を8とし、10を9とし、11を10とし、12を11とし、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、同欄19中「21」を「20」に改め、同欄中19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、27を26とし、28を27とし、同表備考中「8、19、20」を「18、19」に、「21から24まで、27及び28」を「20から23まで、26及び27」に改め、別表第一の6の表建設事務所長の専決事項の欄中12を削り、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とし、25を24とし、26を25とし、別表第一の7の表出先機関の長の専決事項の欄中12を削り、13を12とし、14を13とし、15を14とし、16を15とし、17を16とし、18を17とし、19を18とし、20を19とし、21を20とし、22を21とし、23を22とし、24を23とする。

別表第二の2の表財務総室の部総務課の項1の(1)中「第123条第3項」を「第123条第1

４項」に改め、同部税務課の項１中「昭和25年法律第266号」を「昭和25年法律第226号」に改め、同項３の④中「第182条」を「第130条の３」に改め、同表人事総室の部職員業務課の項４中「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改め、同表文書管財総室私学法人課の項中「私学法人課」を「私学・法人課」に改め、別表第二の４の表環境共生総室の部自然保護課の項３の⑴中「第13条第３項」を「第21条第３項」に、「第８号及び第９号」を「第９号及び第10号」に、「同項第６号、第７号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号」を「同項第７号、第８号、第11号から第13号まで及び第15号から第17号まで」に改め、同項３の⑵中「第13条第４項」を「第21条第４項」に改め、同項３の④中「第13条第６項」を「第21条第６項」に改め、同項３の⑸中「第22条」を「第30条」に改め、同項３の⑹中「第23条第１項」を「第31条第１項」に改め、同項３の⑺中「第23条第２項」を「第31条第２項」に改め、同項３の⑻中「第23条第４項」を「第31条第４項」に改め、同項３の⑼中「第23条第６項」を「第31条第６項」に改め、同項３の⑽中「第24条第１項」を「第32条第１項」に改め、同項３の⑾中「第25条第１項」を「第33条第１項」に改め、同項３の⑿中「第25条第２項」を「第33条第２項」に改め、同項４の⑴中「同項第８号」を「同項第11号」に改める。

別表第二の５の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項４の⑴及び⑵を次のように改める。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑴ | 第８条の規定による食鳥処理の事業の停止命令 | | | | ○ | |
| ⑵ | 第９条の規定による食鳥処理場の整備改善及び使用禁止の命令並びに食鳥処理の事業の停止命令 | | | | ○ | |

別表第二の５の表健康衛生総室の部食品生活衛生課の項４の⑷及び⑸を次のように改める。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑷ | 第16条第９項の規定による指導及び助言 | | | | ○ | |
| ⑸ | 第20条本文の規定による措置 | | | | ○ | |

別表第二の６の表商工労働総室の部金融課の項中「金融課」を「経営金融課」に改め、別表第二の７の表農林水産総室の部を削り、同表農業支援総室の部農業振興課の項中「農業振興課」を「農業担い手課」に、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）の施行に関する次に掲げること。」を「１　青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）の施行に関する次に掲げること。」に改め、同項に次のように加える。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| １ | 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）の施行に関する次に掲げること。 | | | | | |
| | (1) | 第３条第１項の規定による許可（同条第３項の規定によるものを含む。） | | | ○ | ○ |
| | (2) | 第３条の２第１項の規定による勧告 | | | | |
| | (3) | 第３条の２第２項の規定による許可の取消し | | | | ○ |
| | (4) | 第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可（農地転用面積が２ヘクタールを超え４ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。）に限る。） | | | ○ | |
| | (5) | 第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可（農地転用面積が１ヘクタールを超え２ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用面積が１ヘクタールを超えるもの）に限る。） | | | | |
| | (6) | 第４条第１項及び第５条第１項の規定による許可（農地転用面積が１ヘクタール以下のものに限る。） | | | ○ | |
| | (7) | 第４条第５項及び第５条第４項の規定による国又は県との協議（農地転用面積が２ヘクタールを超え４ヘクタール以下のものに限る。） | | | | ○ |
| | (8) | 第４条第５項及び第５条第４項の規定による国又は県との協議（農地転用面積が２ヘクタールを超え４ヘクタール以下のものに限る。） | | | ○ | |
| | (9) | 第４条第５項及び第５条第４項の規定による国又は県との協議（農地転用面積が１ヘクタール以下のものに限る。） | | | | ○ |
| | (10) | 第18条第１項の規定による許可 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑾　第25条第1項ただし書の規定による申出の受理 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⑿　第28条第1項の規定による和解の仲介 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒀　第49条第1項の規定による立ち入つての調査、測量並びに調査及び測量の障害となる竹木その他の物の除去及び移転 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒁　第49条第3項の規定による通知及び公示 | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒂　第51条第1項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令（農地転用許可面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。）に限る。） | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒃　第51条第1項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令（農地転用許可面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用許可面積が1ヘクタールを超えるもの）に限る。） | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒄　第51条第1項の規定による許可の取消し、許可の条件の変更及び付与並びに命令（農地転用許可面積が1ヘクタール以下のものに限る。） | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒅　第51条第3項の規定による原状回復等の措置（農地転用面積又は農地転用許可面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。）に限る。） | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒆　第51条第3項の規定による原状回復等の措置（農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用面積又は転用許可面積が1ヘクタールを超えるもの）に限る。） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ⒇　第51条第3項の規定による原状回復等の措置（農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタール以下のものに限る。） | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | |
| (21)　第51条第5項の規定による費用の徴収（第51条第3項の規定による原状回復等の措置に係る農地転用面積又は農地転用許可面積が2ヘクタールを超え4ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものを除く。）に限る。） | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| (22)　第51条第5項の規定による費用の徴収（第51条第3項の規定による原状回復等の措置に係る農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタールを超え2ヘクタール以下のもの（砂利採取に伴う農地の一時転用に係るものにあつては、その転用面積又は転用許可面積が1ヘクタールを超えるもの）に限る。） | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | |
| (23)　第51条第5項の規定による費用の徴収（第51条第3項の規定による原状回復等の措置に係る農地転用面積又は農地転用許可面積が1ヘクタール以下のものに限る。） | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | |
| (24)　農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下「改正法」という。）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第1条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第78条第1項の規定による管理 | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | |
| 3　農地法施行令（昭和27年政令第445号）の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第23条第2号の規定による指定 | | | | | | | | | | ○ | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4　農地法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第285号）の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | | |
| 附則第６条の規定によりなお従前の例によることとされる登記 | | | | | ○ | | | | |
| 5　農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | | |
| (1)　第13条第４項で準用する第８条第４項の規定による農用地利用計画変更の同意 | | | | ○ | | | | | |
| (2)　第13条の２第３項の規定による認可 | | | | ○ | | | | | |
| (3)　第13条の５で準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第５項及び第12項の規定による公告 | | | ○ | ○ | | | | | |
| (4)　第15条第２項の規定による調停 | | | ○ | | | | | | |
| (5)　第15条第３項の規定による調停案の作成 | | ○ | | | | | | | |
| (6)　第15条第４項の規定による勧告 | | ○ | | | | | | | |
| (7)　第15条の２第１項の規定による許可 | ○ | | | | | | | | |
| (8)　第15条の２第７項の規定による国又は地方公共団体との協議 | | | | ○ | | | | | |
| (9)　第15条の３の規定による中止命令又は復旧命令 | | | | ○ | | | | | |
| (10)　第15条の４第１項の規定による勧告 | | | | ○ | | | | | |
| (11)　第15条の４第２項の規定による勧告内容の公表 | | | | ○ | | | | | |
| 別表第二の７の表農業支援総室の部循環型農業課の項中「循環型農業課」を「環境保全農業課」に改め、４を５とし、３を４とし、２の次に次のように加える。 | | | | | | | | | |
| 3　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
|

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 」に改め、同項1の(75)から(79)までを次のように改める。 |
| (75) 第118条第1項の規定による土地への立入り、測量及び検査 | | | | | ○ | | | |
| (76) 第118条第3項の規定による公告 | | | | | ○ | | | |
| (77) 第118条第5項の規定による損失補償 | | | | | ○ | | | |
| (78) 第121条第1項の規定による協議 | | | | | ○ | | | |
| (79) 第122条第1項の規定による損失補償 | | | | | ○ | | | |

に改め、同部農村振興課の項1を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　土地改良法の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | |
| 第118条第1項の規定による土地への立入り、測量及び検査 | | | | | 農村整備部長 ○ | | | |

別表第二の7の表農村整備総室の部農村環境整備課の項を削り、同部農業基盤整備課の項中「農業基盤整備課」を「農村基盤整備課」に改め、同項1を次のように改める。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　土地改良法の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | |
| (1) 第118条第1項の規定による土地への立入り、測量及び検査 | | | | | 農村整備部長 ○ | | | |
| (2) 第119条の規定による障害物の移転等及び損失補償 | | | | ○ | | | | |
| (3) 第120条の規定による土地の一時使用等 | | | ○ | | | | | |
| (4) 第122条第2項ただし書の規定による許可 | | | ○ | | | | | |

別表第二の7の表森林林業総室の部森林整備課の項1を削り、同項2を同項1とし、同項3の(4)中「第20条第1項」を「第20条第2項」に改め、同項中3を2とし、4を削り、5を3とし、6を4とし、7を5とし、同部治山対策課の項中「治山対策課」を「森林保全課」に改め、同項中5を7とし、4を6とし、3を5とし、2を4とし、1を3とし、同項に同項1及び2として次のように加える。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1　森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | |
| (1) 第5条第1項の規定による駆除命令（第3条第1項第5号に掲げる事項を除く。） | | | | | | | ○ | |
| (2) 第6条第1項の規定による立入検査及び収去 | | | | | | 森林林業部長 ○ | | 林業指導所長 ○ |
| (3) 第7条第1項の規定による指示 | | | | | | ○ | | ○ |
| 2　森林国営保険法施行令（昭和28年政令第245号）の施行に関する次に掲げること。 | | | | | | | | |
| (1) 第6条第2項の規定による証書の更正及び返還 | | | | ○ | | | | |
| (2) 第7条第2項の規定による証書の更正及び返還 | | | | | ○ | | | |
| (3) 第9条の規定による調査 | | | | | | ○ | | ○ |
| (4) 第10条第2項の規定による調書の更正及び返還 | | | | | ○ | | | |

別表第二の∞の表土木総室の部土木総務課用地室の項7中「第28条第2項」を「第51条第8項」に改め、同表道路総室の部道路管理課の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 道路管理課 | 1　道路法の施行に関する次に掲げること。 | 土木事務所長、あぶくま高原道路管理事務所長及び |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (1) 第43条の2の規定による措置命令 | ○ | ○ |
| | (2) 第46条第1項の規定による通行の禁止及び制限 | ○ | ○ |
| | (3) 第47条第3項の規定による通行の禁止及び制限 | ○ | ○ |
| | (4) 第47条の3第1項及び第2項の規定による措置命令 | ○ | ○ |
| | (5) 第47条の4第1項及び第2項の規定による道路標識の設置 | ○ | ○ |
| | (6) 第48条の11第2項の規定による道路標識の設置 | ○ | ○ |
| | (7) 第48条の12の規定による措置命令 | ○ | ○ |
| | (8) 第48条の16の規定による措置命令 | ○ | ○ |
| | (9) 第66条第1項の規定による土地への立入り及び一時使用 | ○ | ○ |
| | (10) 第66条第6項の規定による意見の聴取 | ○ | ○ |
| | (11) 第67条の2第2項の規定による警察署長の意見の聴取 | ○ | ○ |
| | (12) 第68条第1項の規定による土地の一時使用並びに物件の使用、収用及び処分 | ○ | ○ |
| | 2 道路交通法の施行に関する次に掲げること。<br>第80条第1項の規定による協議 | ○ | ○ |
| | 3 車両制限令の施行に関する次に掲げること。<br>(1) 第7条第1項及び第2項の規定による車両の総重量等の限度の決定 | ○ | ○ |
| | (2) 第10条の規定による通行方法の決定 | ○ | ○ |
| | (3) 第11条第1項の規定による道路の指定 | ○ | ○ |
| | (4) 第11条第2項の規定による意見の聴取 | ○ | ○ |

別表第二の8の表道路総室の部道路整備課の項1を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 1 道路法の施行に関する次に掲げること。<br>(1) 第45条第1項の規定による道路標識等の設置 | ○ | ○ |
| | (2) 第48条の11第2項の規定による道路標識の設置 | ○ | ○ |
| | (3) 第48条の13第4項の規定による市町村長との協議 | ○ | ○ |
| | (4) 第48条の15第4項の規定による道路標識の設置 | ○ | ○ |

| | 建設事務所課長 | 土木事務所課長 |
|---|---|---|
| (5) 第66条第1項の規定による土地への立入り及び一時使用 | | |
| (6) 第66条第6項の規定による意見の聴取 | ○ | ○ |
| (7) 第91条第1項の規定による道路予定区域に係る許可 | ○ | ○ |
| (8) 第95条の2第1項の規定による意見の聴取 | ○ | ○ |

別表第二の8の表建築総室の部建築住宅課の項3の㊴中「第59条第1項」を「第66条第1項」に改め、同項3の㊴を同項3の㊽とし、同項3の㊳中「第58条第1項」を「第65条第1項」に改め、同項3の㊳を同項3の㊼とし、同項3の㊲中「第54条」を「第61条」に改め、同項3の㊲を同項3の㊻とし、同項3の㊱中「第54条」を「第61条」に改め、同項3の㊱を同項3の㊺とし、同項3の㊺とし、同項3の㊺中「第54条」を「第61条」に改め、同項3の㊺を同項3の㊹とし、同項3の㊹中「第54条」を「第61条」に改め、同項3の㊹を同項3の㊸とし、同項3の㊸中「第52条」を「第59条」に改め、同項3の㊸を同項3の㊷とし、同項3の㊷の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| (33) 第53条で準用する第8条第1項の規定による入居補欠者の決定 | ○ | |
| (34) 第53条で準用する第9条第1項ただし書の規定による認定 | ○ | |
| (35) 第53条で準用する第10条第2項の規定による期間の延長 | ○ | |
| (36) 第53条で準用する第10条第3項の規定による指定及び通知 | ○ | |
| (37) 第53条で準用する第11条第2項の規定による認定 | ○ | |
| (38) 第53条で準用する第12条第2項の規定による認定及び通知 | ○ | |
| (39) 第53条で準用する第12条第3項後段の規定による認定の更正 | ○ | |
| (40) 第53条で準用する第16条第2項の規定による選択 | ○ | |
| (41) 第53条で準用する第16条第3項ただし書の規定による認定 | ○ | |
| (42) 第53条で準用する第19条の2第1項の規定による同居の承認 | ○ | |
| (43) 第53条で準用する第19条の3第1項の規定による承継の許可 | ○ | |
| (44) 第53条で準用する第20条第1項の規定による収入超過者の認定及び通知 | ○ | |
| (45) 第53条で準用する第20条第2項の規定による高額所得者の認定及び通知 | ○ | |
| (46) 第53条で準用する第20条第3項前段の規定による意見の受理 | ○ | |
| (47) 第53条で準用する第20条第3項後段の規定による認定の更正 | ○ | |
| (48) 第53条で準用する第22条の規定による申出の受理及び期限の延長 | ○ | |
| (49) 第53条で準用する第27条第1項の規定による届出の受理及び指定 | ○ | |
| (50) 第53条で準用する第42条第1項第2号の規定による認定 | ○ | |
| (51) 第53条で準用する第44条第3項ただし書、第4項ただし書、第5項、第7項及び第9項の規定による承認 | ○ | |

**附　則**

この訓令は、平成二十三年六月一日から施行する。ただし、第八条第一号の改正規定（「次世代育成又は」を削る部分に限る。）、別表第二の2の表財務総室の部総務課の項の改正規定、同部税務課の項の改正規定、同表人事総室の部職員業務課の項の改正規定及び別表第二の7の表森林林業総室の部森林整備課の項3の(4)の改正規定は、公布の日から施行する。

（行政経営課）

リサイクル適性Ⓐ この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　1箇月 3,390円】
発行者　福　島　県
印刷所　株式会社 第 一 印 刷